

香川県広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱

平成30年5月18日
告示第13号

改正 令和2年3月31日告示第7号
令和3年3月31日告示第7号
令和4年3月31日告示第5号
令和7年3月31日告示第8号

香川県広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱を次のように定める。

香川県広域水道企業団公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事（香川県広域水道企業団が発注する建設工事をいう。以下同じ。）及び公共工事の施行に伴う測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）の入札及び契約に関する情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表事項及び公表の方法)

第2条 企業長は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる公表事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

| 公共工事又は委託業務 | 公表事項 |
|------------------------------|--|
| 公共工事 | 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定する事項 |
| | 政令第5条第5項に規定する事項 |
| | 政令第7条第1項各号に掲げる事項 |
| | 政令第7条第2項各号に掲げる事項 |
| | 政令第7条第3項に規定する事項 |
| | 予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が250万円を超えるものに限る。） 低入札価格、数値的判断基準及び最低制限価格 |
| 入札による委託業務 | 発注見通し |
| | 入札結果に関する事項 |
| 随意契約による委託業務で予定価格が100万円を超えるもの | 契約の内容に関する事項 |
| | 随意契約の相手方の選定理由 |
| | 予定価格 |

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日告示第7号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第7号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第5号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第8号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。